

● 施設配置計画（案）について

・ 計画施設の概要

今回検討している建物は、新管理棟、熱回収施設（焼却施設。煙突を含む。）、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設の4棟です。これらの施設の配置の検討にあたっては、周辺環境や景観への配慮が必要になります。

4棟のうち、建築面積・高さが最も大きく、他の施設との関連性が高い施設は熱回収施設であり、限られた敷地のなかで効率的な配置を考えることが重要です。

また、煙突についても、必要面積が小さいものの高さがあり^{※1}景観等に影響するため、配置には当然配慮が必要です。

熱回収施設と他の施設の関連性について説明します。不燃・粗大ごみ処理施設では、処理の過程で出た残さを焼却施設に投入する必要があり、また、バイオガス化施設は、ピット周辺の空気を炉の燃焼空気に利用することが可能であることから、両施設とも可能な限り熱回収施設に隣接させて配置することが効率的です。

※1 現在の煙突高さは 100 メートルです。

新しい煙突の高さについては、第3回地区連絡会で議論いただきましたが決定しておらず、煙突の配色も含めて、今後の地区連絡会で検討をします。

・ 新しい施設の配置検討にあたっての前提条件と配慮すべき事項について

1. 敷地の範囲

すべての施設は、敷地の範囲（次頁、図1の細い赤色の線内）に収める必要があります。資料中に示した敷地の範囲は、測量調査（現在、調査中）の結果によっては、多少減ることが予想されています。

2. 日影規制

敷地東側に施設を配置する案では、周辺地域の（次頁、図1の緑色の枠内）陽当たりの保護を目的とした法規制（日影規制）のため、この場所を外して配置を検討する必要があります。

3. 雨水調整池の確保

敷地北側には既存の雨水調整池があります。

調整池とは、集中豪雨などで降雨量が急増した場合、一時的に敷地内で雨水を貯留し、河川に流れ込む雨水量を抑制することで、河川の洪水等を防ぐための施設です。地域の防災上必要な機能であるため、施設をなくすことはできません。

敷地面積に応じて計算された規模の調整池が、町田リサイクル文化センター敷地内の低い部分に設置されています。敷地内の雨水は、調整池に集まるように配管されているため、位置の移動は容易ではありません。

大雨時、鶴見川流域の安全を守るために必要な調整池

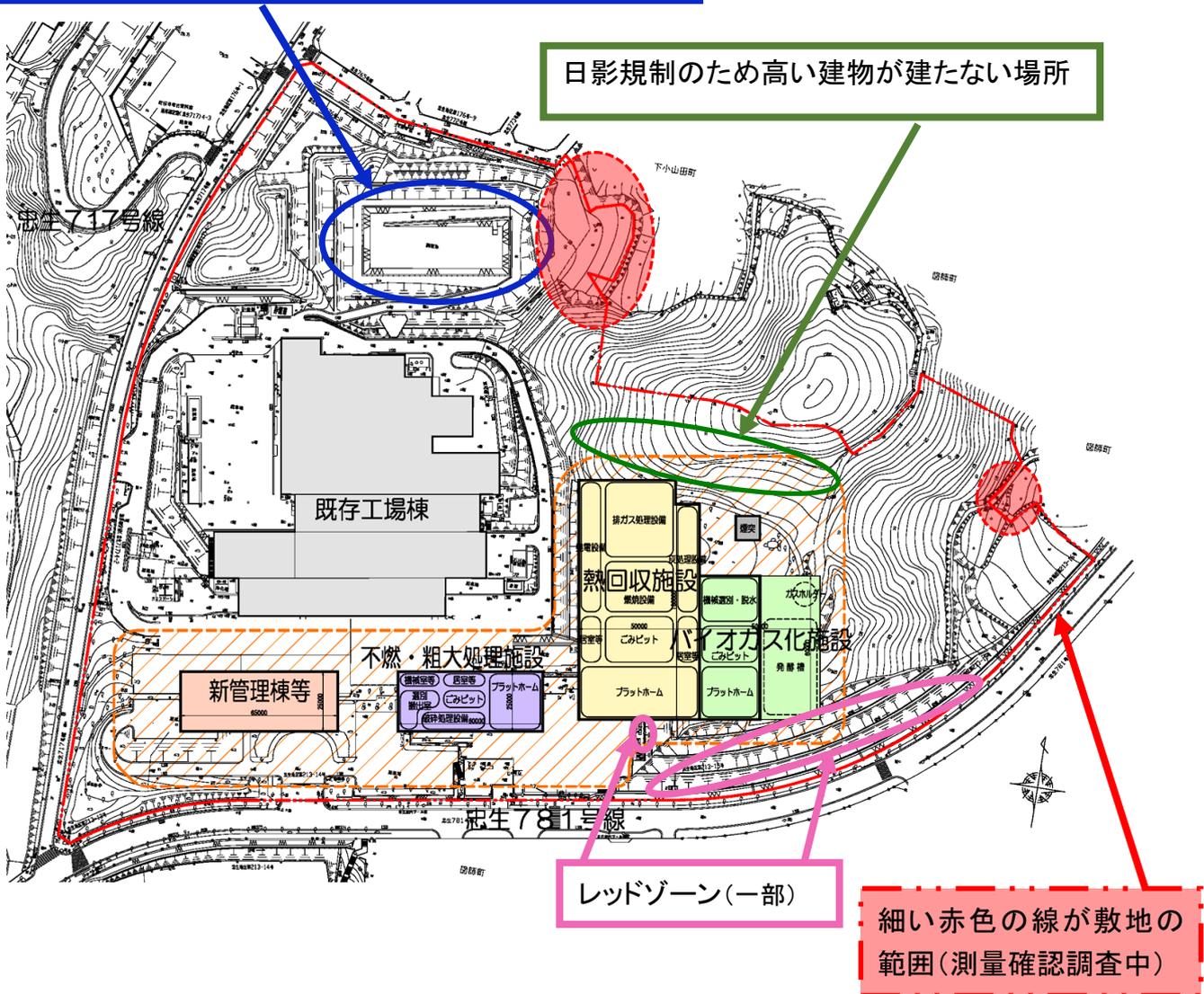


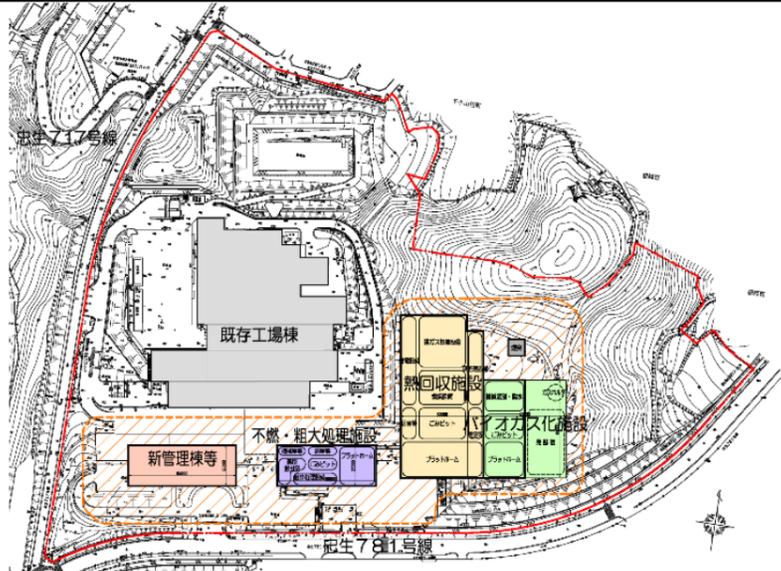
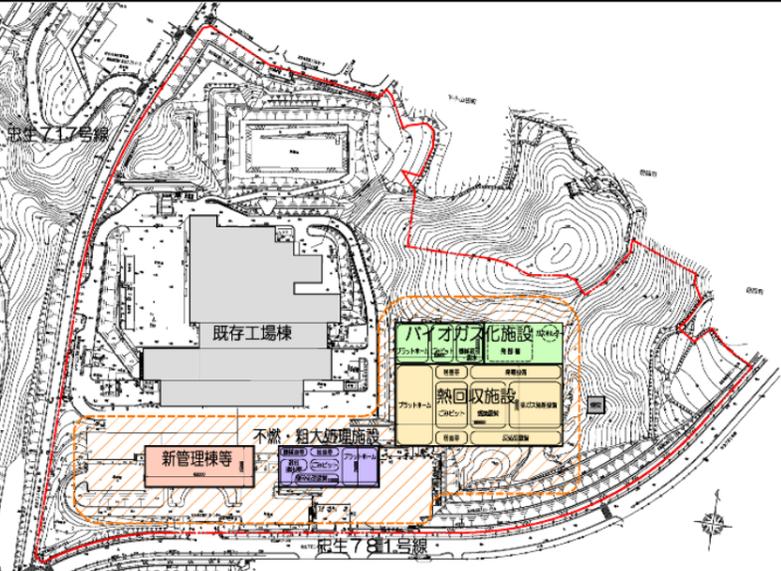
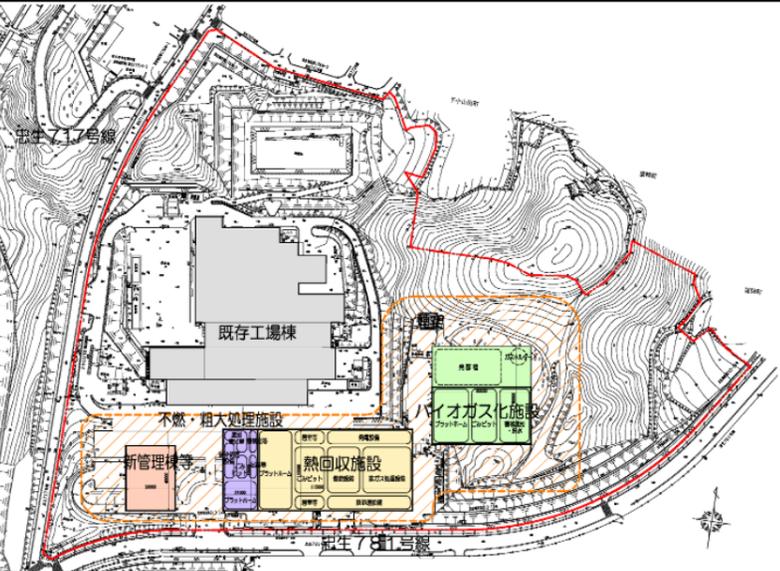
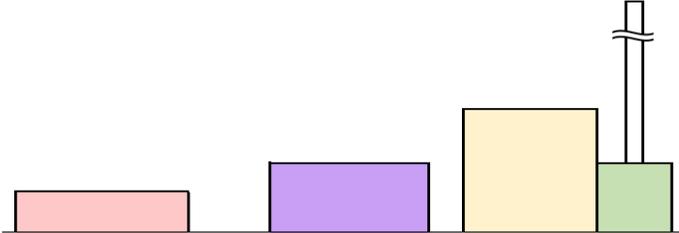
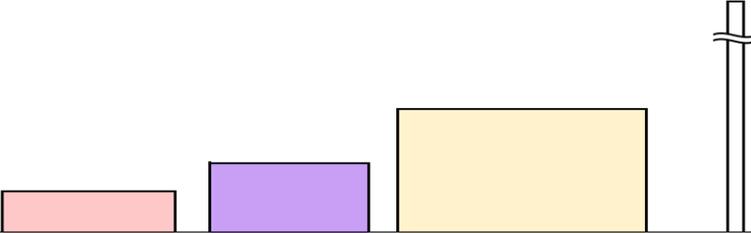
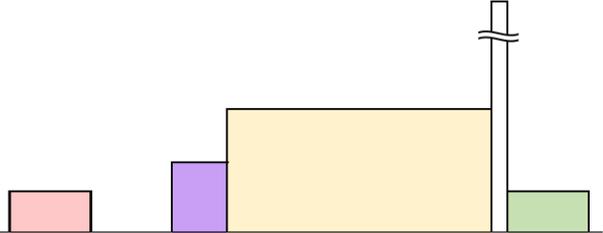
図1 施設配置計画に影響する事項
(例：①案 敷地東側 縦型案)

・レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域）の指定の解除

敷地境界南東側には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂法）」によって、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）（図1のピンク色の枠内）に指定された範囲があります。現在の配置計画には直接かかる建物はありませんが、町田市としては、災害が発生することがないように、新施設の整備に伴う造成工事に合わせて対策工事を行います。

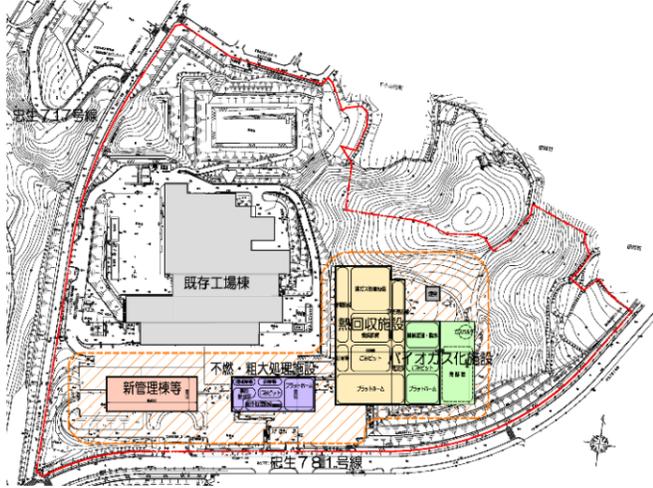
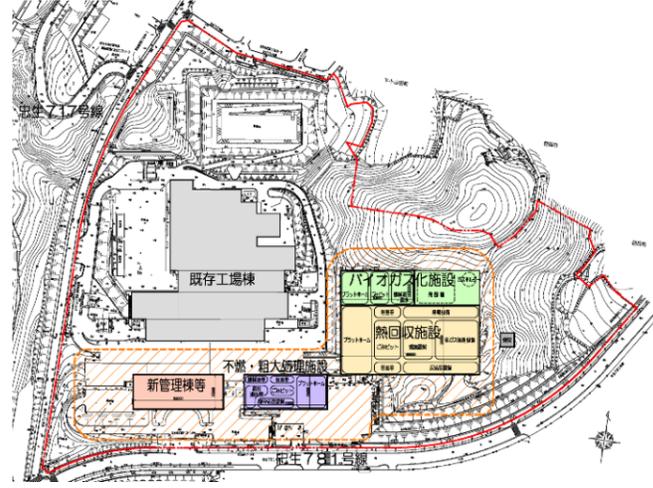
現在、町田リサイクル文化センター正面入口から入ると、東側の方に向かって緩やかに高くなっていますが、この対策工事によってレッドゾーンの区域は、高さがおよそ20メートル低くなり、傾斜は緩やかになり、土砂災害発生のおそれが無くなることから、土砂災害特別警戒区域の指定が解除されます。

施設配置計画の比較一覧

| 配置計画 | ①敷地東側 縦型案 【環境アセスで、仮に申請中】 | ②敷地東側 横型案 | ③敷地南側案 |
|--|--|---|---|
| <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱回収施設 バイオガス化施 不燃粗大ごみ処理施 新管理棟等 |  |  |  |
| <p>特徴</p> | <p>焼却施設を縦に配置することで、一番高さが必要な部分(焼却炉とボイラ)が奥になる。</p> | <p>焼却施設を南側道路から離れた位置で配置できる。(但し、一番高さがある部分が見えることになる。)</p> | <p>東側緑地を他2案に比べて、多く残すことができる。</p> |
| <p>市立室内プール前 から見た図 (モンタージュ)</p> |  |  |  |
| <p>正面から見た図 (イメージ)</p> |  |  |  |

【各施設の配置】

- ・熱回収施設の配置を前ページの①～③とした場合に、不燃・粗大ごみ処理施設、バイオガス化施設も含めた施設配置としては、下記が考えられます。
- ・この3案について、それぞれメリット・デメリットをまとめました。

| | ①案 敷地東側 縦型案 | ②案 敷地東側 横型案 | ③案 敷地南側案 |
|------------------------------------|--|---|---|
| 配置案 (次頁以降に拡大図) |  |  |  |
| 敷地南側(忠生781号線)からの景観 【配置による圧迫感】 | ◎ ・敷地南側道路から離れた位置に熱回収施設が配置される。 ・短辺方向が道路と並行であるため、横型案よりも敷地南側道路からの圧迫感は少ない。 | ○ ・敷地南側道路から離れた位置に熱回収施設が配置される。 ・長辺方向が道路と並行であるため、縦型案よりも敷地南側道路からの圧迫感は大きい。 | △ ・敷地南側の道路際まで熱回収施設が配置される。 ・敷地南側道路からの圧迫感は大きい。 |
| 敷地南側(忠生781号線)からの景観 【建屋高さによる圧迫感】 | ◎ ・プラットホームを敷地南側に配置しているため、熱回収施設の一番高さがある部分は、少し奥側になる。 | ○ ・熱回収施設が一番高さがある部分が敷地南側道路から見えることになる。 | △ ・熱回収施設が一番高さのある部分が道路際で見え、かつ敷地南側道路からの距離も近い。 |
| 熱回収施設とバイオガス化施設の関係 【臭気対策】 | ○ ・熱回収施設とバイオガス化施設を一体とすることができるため、臭気対策の面で優れている。 | ○ ・熱回収施設とバイオガス化施設を一体とすることができるため、臭気対策の面で優れている。 | △ ・熱回収施設とバイオガス化施設を別棟としなければ配置ができない。バイオガス化施設と熱回収施設間でのごみの行き来のためのコンベヤが必要となる。そのためコンベヤの臭気対策が必要となる。 |
| 自然環境への影響 【既存緑地の保全】 | ○ ・敷地北東側の緑地の残存量は③案と比べて僅かながら少ない。 | △ ・敷地北東側の緑地の残存量は他2案に比べて最も少ない。 | ◎ ・敷地北東側の緑地の残存量は他2案に比べて最も多い。 |
| アクセス路との関係 【アクセス路の制限】 | ○ ・複数のアクセス方法に対して、柔軟に対応が可能である。 | ○ ・複数のアクセス方法に対して、柔軟に対応が可能である。 | △ ・アクセス方法が限定される。(敷地南側道路からのアクセス等) |
| 総合評価 | ○ | ○ | △ |

※建屋のレイアウトはあくまで参考であり、今後変更の可能性があります。